

令和5年2月28日

人 事 院 事 務 総 長

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正について（通知）

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職—328）」の一部を下記のとおり改正したので、令和5年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
第9 船員の勤務時間の特例関係 1 (略) 2 規則第12条第2項の「人事院が定めるもの」は、公安職俸給表(二)の職員が行う人命又は他	第9 船員の勤務時間の特例関係 1 (略) 2 規則第12条第2項第1号の「人事院が定めるもの」は、公安職俸給表(二)の職員が行う人命

<p>の船舶を救助するための作業とする。</p> <p>(削る)</p>	<p>又は他の船舶を救助するための作業とする。</p> <p><u>3 規則第12条第2項第2号の「人事院が定めるもの」は、海上保安大学校又は海上保安学校の学生の教育のための作業及び公安職俸給表(二)の職員が行う人命又は他の船舶を救助する訓練のための作業とする。</u></p>
--------------------------------------	---

以 上